

令和6年度 就学援助制度についてのお知らせ

内灘町では、経済的な理由で就学が困難な方に対して学用品費・学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助します。援助を希望する方は、内灘町学校教育課に申請書を提出してください。昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、入学後の就学援助を希望する場合は申請が必要です。令6年能登半島地震の被災による基準を追加しています。


1 援助の対象となる方

内灘町内の小・中学校に在学している児童生徒の保護者のうち下記のいずれかの認定基準に該当する方。一時避難で通学している児童生徒は、内灘町以外の市区町村で就学援助を支給される場合、認定の対象外です。

【能登半島地震の影響による家計急変についての認定】

認定基準	申請に必要な提出書類（写し）
1. 被災により、家計が急変した方 地震による避難や勤め先の被災によって、主に収入がある世帯員の離職・休職・収入の激減があり、家計が急変している場合	申立書（窓口にて記載）および罹災証明（被害の程度は問わない）の他、次の書類が必要になります。 離職の場合・・・離職票または退職証明書など 休職の場合・・・休職証明書など 収入の激減の場合・・・被災前3ヶ月分および被災後の収入がわかる給与明細書など
2. 被災により、罹災証明書が発行されており、その被害の程度が「半壊」以上となっている方	罹災証明書（申請時に罹災証明書が発行されていない場合は、後日の提出を前提に、窓口で被災の状況を申立書に記入することが必要）
3. 市町村民税や固定資産税を減免された方 （固定資産税は新築軽減を除く）	町税の減免税額決定通知書

【通常の就学援助についての認定】

認定基準	申請に必要な提出書類（写し）
1. 収入が少なく、経済的に困窮している世帯 （令和5年分の所得を確認します） 所得基準の目安についての詳細は、  町ホームページをご確認ください。 （ 内灘町就学援助 で検索、もしくはQRコードを読み込みください。）	令和6年1月1日現在において内灘町民であった方 →所得にかかる添付書類は不要 令和6年1月1日現在において内灘町民ではなかった方 →内灘町民ではなかった方全員分の令和5年分の源泉徴収票や令和5年分所得証明書などの所得のわかる書類
2. 生活保護を停止または廃止された方	生活保護停止通知書、または生活保護廃止通知書
3. 町民税が非課税の世帯 （同じ住所に住む人全員が該当する場合のみ）	非課税証明書（世帯全員分） ※令和6年1月1日現在、内灘町民の場合は不要
4. 個人事業税を減免された方	個人事業税減免決定通知書
5. 国民年金保険料を免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書
6. 国民健康保険税を減免された方	国民健康保険税減免税額決定通知書
7. 児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書

◎1～6は、前年度または今年度において該当する方、7は、申請時において該当する方が援助の対象です。

2 申請手続き

提出書類：①「令和6年度 就学援助申請書」

②裏面「1 援助の対象となる方」に記載の、認定基準ごとに必要な書類

③通帳の「振込先銀行・支店・口座番号・口座名義」が確認できる部分の写し

その他、必要に応じて審査に必要となる書類の提出を求めることがあります。

提出期限：**令和6年5月10日（金）締切**

締切を過ぎた場合も、**令和7年2月28日（金）**まで随時申請を受け付けています。この場合、申請した翌月分から支給対象となります。

※締切までに提出できない場合で、当初からの認定を希望される場合は、締切前に必ず下記のお問い合わせ先にご相談ください。

提出先：内灘町教育委員会学校教育課（内灘町役場3階） ※学校には提出できません。

認定結果：7月中旬頃に保護者あてに通知します。

3 援助の内容

8月末、11月末、3月末に原則として申請者（保護者）の振込口座に支給します。

学校給食費や学納金に滞納がある場合は、支給額から滞納額を差し引いた額を支給します。

※生活保護（教育扶助）を受けている場合は、修学旅行費のみを支給の対象とします。

※一時避難で通学している児童生徒は、内灘町以外の市区町村で就学援助を支給される場合、認定の対象外です。

援助項目	支給額
学校給食費	保護者が負担する費用の8割程度
学用品費	小学生：11,630円、中学生：22,730円
通学用品費	小学生・中学生：2,270円 <u>※小学1年、中学1年を除く</u>
新入学児童生徒学用品費 （小学1年、中学1年のみ）	小学1年生：54,060円、中学1年生：63,000円 <u>※入学前支給を受けた小学1年及び中学1年を除く</u>
校外活動費 （小学6年、中学3年を除く）	実際にかかった交通費、見学料等の一部 <u>※活動があった月に認定されていた参加者のみが対象</u>
修学旅行費 （小学6年、中学3年のみ）	実際にかかった交通費、宿泊費、見学料等の一部 <u>※活動があった月に認定されていた参加者のみが対象</u>
卒業アルバム購入費	実費 <u>※小学6年、中学3年で卒業アルバム購入者のみ</u>
日本スポーツ振興センター共済掛金	小学生・中学生：460円 <u>※随時認定者を除く</u>

4 申請に関する注意事項

- ・児童生徒2人以上の申請をする場合、保護者1名につき1枚の申請書となります。
- ・令和6年1月1日現在の住所と申請時の住所が異なる場合、必ず前住所も記入してください。
- ・「家族の状況」は、児童生徒と同一住所に住民登録がある方全員（世帯分離している方や施設入所している方も含む）を記入してください。また、住民票上の住所が別でも同居している方がいる場合は、その方についても記入してください。
- ・申請後、住所、家族構成等が変わった時は、再申請が必要です。下記まで必ずご連絡ください。
- ・申請後に申請内容が事実と相違することになった場合や虚偽の申請をした場合、援助費を目的外に使用した場合、認定を取り消し、すでに支給した援助費の返還を求めることがあります。

お問い合わせ・申請書提出先 窓口受付時間：月～金（土日祝閉庁）8：30～17：15

内灘町教育委員会学校教育課 〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場3階
TEL (076) 286-6717 FAX (076) 286-6714

※窓口受付時間内に来られない場合、お電話にてご相談ください